

【地方消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の対応について】

地方消費税の税率引き上げ(1%→2.2%)に伴う地方消費税交付金の増収額59,076千円については、その全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当。

改正前

平成26年3月31日まで → 5%(国4%, 地方1%)

改正後

平成31年9月30日まで → 8%(国6.3%, 地方1.7%)

令和元年10月1日から → 10%(国7.8%, 地方2.2%)

[区 分]

(歳入)地方消費税の税率引き上げに伴う

地方消費税交付金の増収額	59,076 千円
(歳出)社会保障施策に要する経費合計(一般会計)	783,153 千円
(うち一般財源)	414,660 千円

(参考)地方消費税の税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収額の充当内訳

○医療	32,450 千円
○子ども・子育て	6,011 千円
○介護・高齢者	20,615 千円
合 計	59,076 千円

[主な事業(一般財源分)]

○医療

・後期高齢者医療費	104,051 千円
・国保特別会計への繰出金	46,169 千円
・感染症予防費	12,773 千円
・保健事業費	8,519 千円

○子ども・子育て

・保育所運営費	18,572 千円
・母子保健事業	4,689 千円
・障害児支援事業	3,129 千円
・地域子育て支援センター事業	2,598 千円

○介護・高齢者

・介護保険特別会計への繰出金	93,730 千円
・高齢者生活支援ハウス運営事業	11,493 千円
・介護予防教室事業	9,690 千円

○その他

・障害者自立支援事業	32,783 千円
・あったかふれあいセンター事業	13,093 千円